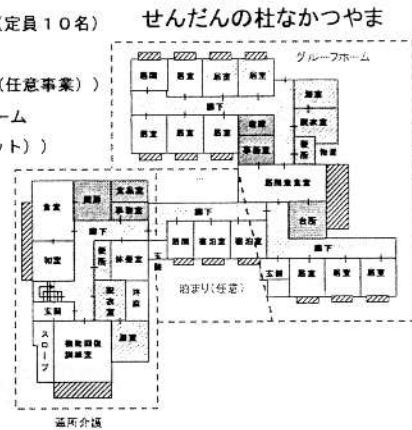


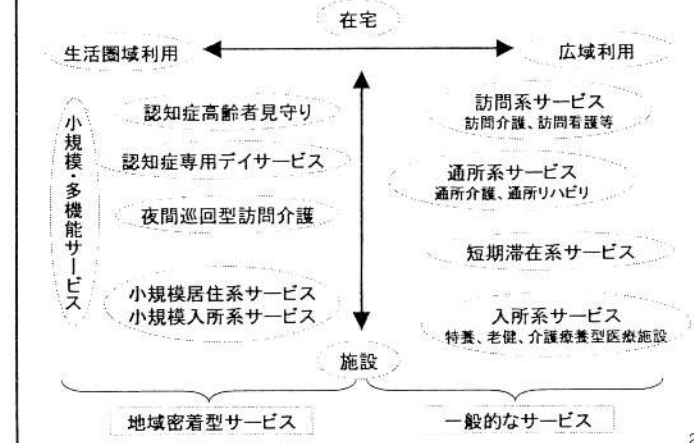
地域密着型小規模サービス拠点の事例①

- ・一般単独型デイサービス (定員10名)
- ・一時的な宿泊サービス (2~3名利用可能 (任意事業))
- ・認知症高齢者グループホーム (定員9名 (1ユニット))



25

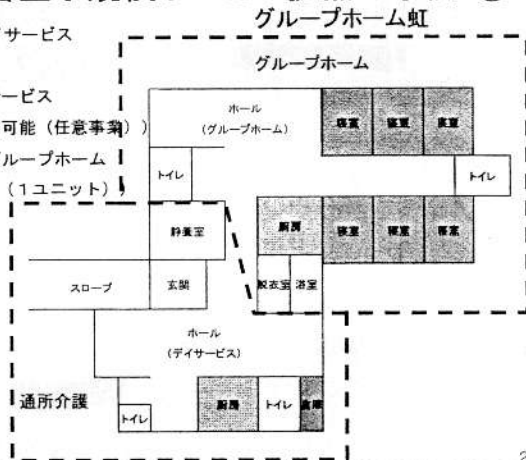
「地域密着型」サービスの創設



27

地域密着型小規模サービス拠点の事例②

- ・一般単独型デイサービス (定員10名)
- ・一時的な宿泊サービス (2~3名利用可能 (任意事業))
- ・認知症高齢者グループホーム (定員6名 (1ユニット))

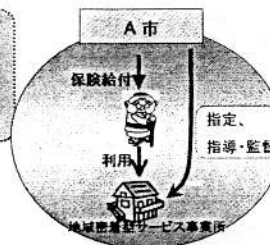


26

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型(=地域密着型サービス)を創設する。

- 1: A市の住民のみが利用可能
 - ・指定権限を市町村に移譲
 - ・その市町村の住民のみがサービス利用可能



- 2: 地域単位で適正なサービス基盤整備
 - 市町村(それをさらに細かく分けた区域)単位で必要整備量を定めること。
 - ・サービス基盤の整備が遅れているところでは、計画的な整備が可能に。
 - ・過剰な整備は抑制される。

- 3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定(※)
 - (※) 国が定める報酬の水準が上限

- 地域密着型サービスに含まれるもの
- ① 小規模(定員30人未満)介護老人福祉施設
 - ② 小規模(定員30人未満)で介護専用型の特定施設
 - ③ 痴呆性高齢者グループホーム
 - ④ 痴呆性高齢者専用デイサービス
 - ⑤ 小規模多機能型居宅介護
 - ⑥ 地域夜間訪問介護

- 4: 公平・公正透明な仕組み
 - 指定(拒否)、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

28